

2020年11月11日

中華人民共和國 国家知識産権局条法司 御中

一般社団法人日本知的財産協会
常務理事 松本 宗久

「専利審査指南改正草案（第1回意見募集稿）」に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業960社を含む、1326社（2020年7月27日時点）を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「専利審査指南改正草案（第1回意見募集稿）」について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料：「専利審査指南改正草案（第1回意見募集稿）」に対する意見

一般社団法人日本知的財産協会
事務局長 志村 勇
連絡担当：古谷 真帆
TEL：81-3-5205-3433
FAX：81-3-5205-3391
Email：furuya@jipa.or.jp

1. 3.5.2 薬品の特許出願の補充実験データについて

例1においては、構造が類似している化合物が血圧降下作用を有するという先行技術の証拠を提供しており、審査としては、この先行文献から進歩性の要件が満たされているかの審査もこの後されると思います。したがって、例1の最後にも、例2の最後と同様に「審査官は追加提出された実験データを踏まえ、請求項で保護を求める技術的解決手段が従来技術から進歩性の要件を満たしているか否かをさらに分析する必要があることに注意が必要である。」の追記を希望します。

2. 6.1 化合物の進歩性

例4については約40倍と具体的な数字が書かれています。こういった顕著な改善はそれぞれ個別の発明、技術常識に基づくもので判断されるかと思しますので、ミスリードを防ぐため数字については削除を希望します。なお、数字の削除が難しいようなら、以下のような文章を例4の最後に追加して頂くことを希望します。

「なお、本例の40倍はあくまで顕著な効果を示す1例であり、顕著な効果を示す基準や倍数についてはそれぞれ個別の発明、技術常識に基づき判断される。」